

居宅介護支援契約書（契約番号 _____）

_____様（以下「利用者」とします）と公益社団法人宮城県看護協会（以下「事業者」とします）は、サービスのご利用について重要事項説明書に基づいて説明し、利用者の同意を得て次のとおり契約します。尚サービスを提供する事業所は青葉訪問看護ステーションとします。

（契約の目的）

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険法等のもとに、利用者が居宅においてその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように適切なサービスを提供します。

（契約期間）

第2条 この契約期間は 令和 _____年 _____月 _____日～令和 _____年 _____月 _____日までとします。
なお、契約期間満了後の契約については、契約期間満了の1ヶ月前までに、利用者から事業者に対して文書による契約終了の申出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

（介護支援専門員）

第3条 事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。

- 2 事業者が、担当する介護支援専門員を選任又は変更する場合には、利用者の状況とその意向に配慮して行います。事業者側の事情により担当する介護支援専門員を変更する場合には、あらかじめ利用者と協議します。
- 3 事業者は、介護支援専門員に対し、専門職として常に利用者の立場に立ち、誠意をもってその職務を遂行するよう指導するとともに必要な対応を講じます。
- 4 介護支援専門員は、常に身分証明書を携帯し、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から提示を求められたときは、これを提示します。
- 5 大雪、大雨、台風等による警報の発令時、災害時等は職員の安全を考慮し訪問の変更や中止をさせていただくことがあります。

（居宅介護支援の内容）

第4条 介護支援専門員が、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は予防に資するよう「居宅サービス計画」を作成します。

- 2 介護支援専門員が、「居宅サービス計画」の原案に基づき、サービス利用票を作成し、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等を利用者又はその家族に説明します。利用者は、同意した場合には、サービス利用票に署名押印します。
- 3 利用者はいつでも居宅サービス計画の変更を申し出ることができます。その場合、介護支援専門員は、必要に応じて、居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

（居宅介護支援等の利用料）

第5条 居宅介護支援については、介護保険制度によって支援事業者に対して金額の給付がなされるため、原則として利用料の自己負担はありません。

但し、介護保険料の滞納がある場合はこの限りではありません。

- 2 居宅介護支援の提供にあたり、実施地域外の利用者の居宅を訪問した場合、交通費（実費）がかかります。

（解約）

第6条 利用者は、事業者に対し、1ヶ月以上の予告期間をおいてこの契約の解約ができます。

- 2 利用者は、次のいずれかの事由に該当する場合は直ちに契約を解約することができます。

- (1) 事業者が、正当な理由なく適切なサービスを提供しない場合
- (2) 事業者が、守秘義務に反したり、常識を逸脱する行為を行った場合
- (3) その他解約せざるを得ない状況が生じた場合

- 3 事業者は、利用者又はその家族との信頼関係が著しく損なわれ、改善する見込みがないため、契約の継続が困難となった場合、利用者に対し1ヶ月前に文書による予告期間をもって契約の解約ができます。

- (1) 利用者が故意、または重大な過失により、事業者または、介護支援専門員等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合（暴力・暴言、強要を行った場合等）
- (2) 利用者の行動が介護支援専門員の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼす恐れがあったりあるいは、契約者が重大な自傷行為を繰り返すなど本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（契約終了）

第7条 事業者は、次のいずれかの事由に該当する場合は契約を終了します。

- (1) 利用者が、入院・入所・転出した場合で、契約期間が満了になった場合
- (2) 利用者が、要介護認定区分が「自立」又は要支援1、2と認定された場合
- (3) 利用者が、死亡した場合
- (4) その他の解約せざるを得ない状況が生じた場合

（賠償責任）

第8条 事業者は、サービスの提供に伴い、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対し損害を賠償します。ただし、事業者に故意過失がなかった場合はこの限りではありません。

（秘密保持）

第9条 事業者及び従業員は、サービスを提供するうえで知り得た利用者又はその家族の秘密を守ることを義務とします。

- 2 事業者は、サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を提供する場合は、事前に書面で利用者又はその家族の同意を得ます。
- 3 事業者及び従業員は、退職後も在職中に知り得た利用者又はその家族の秘密を守ることを義務とします。

（苦情対応）

第10条 事業者は、利用者又はその家族から苦情の申し出があった場合は速やかに対応します。

2 事業者は、利用者又はその家族が苦情申立機関に苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益、不公平な対応も致しません。

(連携)

第11条 事業者は、サービスの提供にあたり、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(合意管轄)

第12条 本契約に起因する紛争に関して訴訟又は調停の必要が生じた時は、事業者の住所地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とすることを利用者及び事業者は合意します。

(契約外条項)

第13条 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行します。

2 本契約に規定のない事項については、介護保険法等の規定を尊重し、利用者及び事業者の協議に基づき定めます。

契約年月日 令和 年 月 日

(利用者)

住所

氏名

(署名代行者)

住所

氏名

利用者との関係

署名代行の理由

事業者 〒987-2216

栗原市築館伊豆二丁目7番17号

公益社団法人 宮城県看護協会

栗原訪問看護ステーション

管理者 千田 麻美 印